

広告掲載に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下、「本協会」という。）が発行する機関誌「におい・かおり環境学会誌」（以下、「機関誌」という。）及びにおいに関する図書等への有料広告を掲載又は掲示（以下、「掲載」という。）に関して必要な事項を定め、適正な運営を図り、自主財源を確保することにより、におい・かおりに関し、調査・研究の推進、知識の普及及び技術の発展・普及を図り、生活環境の保全と良好なかおり環境の形成に寄与することを目的とする。

(広告掲載の対象者)

第2条 広告掲載の対象者は法人、団体・グループとし、定款に定める本協会の目的に賛同するものとする。

(広告掲載の対象)

第3条 広告掲載の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 機関誌
- 二 におい・かおり環境学会講演要旨集及び臭気対策セミナー資料集
- 三 におい・かおりに関し、調査・研究の推進、知識の普及及び技術の発展・普及を図り、生活環境の保全と良好なかおり環境の形成に寄与することを目的とする図書
- 四 本協会のホームページ

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - 三 政治活動、宗教活動、個人又は団体等の意見広告に係るもの
 - 四 本協会の公共性、中立性若しくは品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの
 - 五 人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - 六 青少年の保護や健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの
 - 七 消費者保護の観点から適切でないもの
 - 八 暴力団員の利益になると認められるもの又はそのおそれがあるもの
 - 九 その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると本協会会長（以下、「会長」という。）が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告内容等に関する基準は別表1のとおりとする。
- 3 別表2に掲げる業種の広告は掲載しないものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については理事会の意見をもとに会長が別に定める。

(広告の掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載を希望するもの（以下「掲載希望者」という。）の募集は、におい・かおり環境学会誌及びホームページ等により公平に行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 掲載希望者は、広告掲載申込書（様式1～様式3）に広告原案を添えて、本協会会長に広告掲載希望日の1ヶ月前までに提出しなければならない。この場合におい

て、会長は必要に応じて第4条に該当しないことがわかる資料を求めることができる。

(広告の掲載の決定)

第8条 会長は、前条の掲載の申込みを受け付けたときは、理事会の承認を得て広告掲載の可否を決定する。

2 会長は、前項の決定をしたときは、すみやかにその結果を広告掲載決定通知書(様式4)により掲載希望者に通知する。

3 会長は、広告掲載することが決定した掲載希望者に対しては、広告掲載承諾書(様式5)をもって契約締結を行うものとする。

3 会長は、広告の掲載ができないこととなった掲載希望者に対しては、広告原案の返送を行うものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)

は、第5条に定める広告掲載料を会長が指定する期日までに一括して前納するものとする。ただし、会長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載料の還付)

第10条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により、広告の掲載ができなかった場合は、この限りではない。

(広告内容等の変更)

第11条 会長は、広告の掲載に支障があると認めたときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

2 広告主は、広告の掲載内容に変更が生じたときは、会長に広告掲載内容変更申請書(様式6)及び変更後の広告原稿を提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定による変更申請があり可否を決定したときは、広告掲載内容変更決定通知書(様式7)により広告主に通知するものとする。

(広告の掲載の中止)

第12条 広告主は自己の都合により、広告の掲載の中止を本協会に求めることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を中止しようとするときは、会長に広告掲載中止申出書(様式8)を提出するものとする。

3 第1項の規定により、広告の掲載を中止した場合は、納付済の広告掲載料は返還しないものとする。

(広告の掲載の取消し)

第13条 会長は次の各号に該当する場合は、広告主への催告その他何らかの手段を行うことなく、広告掲載中止通知書(様式9)を広告主に通知することにより広告の掲載の一時中止又は広告の掲載を取り消すことができるものとする。

一 会長の指定する期日までに広告掲載料が納付されなかったとき。

二 会長の指定する期日までに広告原稿が提出されなかったとき。

三 第11条第1項の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

四 その他広告の掲載が不相当であると会長が認めたとき。

2 会長は、前項の規定に基づく広告掲載の一時中止又は取り消しにより広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責を負わないものとする。

(広告主の責務)

- 第 14 条 広告主は広告の内容及び掲載について関係法令を遵守し、一切の責任を負うものとする。
- 2 広告の作成、掲載及び必要な手続に関する費用は、広告主が負担するものとする。
 - 3 広告の掲載後において、この規則に抵触する事由が発生したときには、必要に応じ、広告の修正を行うものとする。
 - 4 広告主が広告の内容を継続できなくなったときは、前項の事由が発生したときと同様の責任を負うものとする。
 - 5 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。
 - 6 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
 - 7 広告主は、第 8 条第 1 項の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告掲載期間終了後の取扱い)

- 第 15 条 広告掲載期間終了後の掲載原稿は返還しないものとし、本協会が処分するものとする。

(裁判管轄)

- 第 16 条 この規則に定める広告掲載に関する訴訟の起訴等は、本協会の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(細則)

- 第 17 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

- 第 18 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

- この規程は、平成 26 年 4 月 21 日から施行する。

別表 1

項目	例示
法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの	・ 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供させるもの
公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの	・ 犯罪行為を示唆、誘発するおそれのあるもの ・ 暴力的及び残酷な描写など、善良な風俗に反するもの
政治活動、宗教活動、個人又は団体等の意見広告に係るもの	・ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの ・ 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
本協会の公共性又は品位を損なうもの又はそのおそれのあるもの	・ 過剰な利潤追求を行うもの ・ あたかも本協会が推奨しているような表現のもの
人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの	・ 名誉毀損、各種差別的なもの ・ 他を誹謗、中傷又は排除するもの
青少年の保護、健全な育成に悪影響を及ぼすもの又はそのおそれのあるもの	・ 水着姿及び裸体姿等、その他青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの ・ 犯罪、暴力、ギャンブル等の行為を肯定又は助長するような表現により、青少年の身体、精神又は教育に有害となるおそれのあるもの
消費者保護の観点から適切でないもの	・ 虚偽の内容の表示、射幸心を助長する表現等により、消費者に被害を与えるおそれのあるもの ・ 労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
暴力団員の利益になると認められるもの又はそのおそれがあるもの	・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるもの
その他広告媒体に掲載することが不相当であると会長が認めるもの	・ 責任の所在、内容及び目的が不明確なもの ・ 氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの ・ 本協会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

別表 2

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業、その他同法の規制を受ける業種及び類似の業種
② 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
③ 公営を除くギャンブルに関するもの
④ 社会問題を起こしている業種
⑤ その他会長が不相当であると認めるもの

機関誌広告掲載料（サイズ：A4版の場合）（1号分）

掲載場所	カラー・モノクロ	広告掲載料（単価）	
		法人会員及び賛助会員	左記以外
表4（裏表紙）	カラー	60,000円	72,000円
表2（前見返し）	モノクロ	36,000円	43,000円
表3（後見返し）	モノクロ	36,000円	43,000円
表 2 対 向	モノクロ	34,000円	41,000円
じんちょうげ対向	モノクロ	34,000円	41,000円
通常前付け	モノクロ	31,500円	38,000円

* A4版（半分）の掲載料は、A4版の料金に60/100をかけた料金とする。

* A4版（1/4）の掲載料は、A4版の料金に40/100をかけた料金とする。

その他の出版物の広告掲載料（サイズ：A4版の場合）（1号分）

掲載場所	広告掲載料（単価）	
	法人会員及び賛助会員	左記以外
学会、セミナー講演資料集	40,000円	60,000円

* A4版（半分）の掲載料は、A4版の料金に60/100をかけた料金とする。

* A4版（1/4）の掲載料は、A4版の料金に40/100をかけた料金とする。

本協会ホームページへのバナー広告（年度単位）

掲載場所	広告掲載料（単価）	
	法人会員及び賛助会員	左記以外
トップページ	100,000円	200,000円